

# ブリッジ Bridge 5月号

## トレンドニュース(令和5年3月分)

### ◆大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.31倍(前月比0.01P)

「現下の雇用失業情勢は、一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直しの動きが続いている。」

### ◆管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:10,025人と前年同月比5.1%増加。

新規求職申込件数:1,962人と前年同月比15.1%減少。

⇒新規求職者が6ヶ月連続で減少した一方、新規求人は12ヶ月連続で増加しており、人材確保は厳しさを増しています。応募者確保に向けて求人条件を見直してみませんか？

## ～ STOP！熱中症クールワークキャンペーン期間が始まります！～

令和5年5月1日から9月30日までは「STOP！熱中症クールワークキャンペーン期間」です。また、7月は重点取組期間です。

全国では、職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。当署管内における令和4年の熱中症発生件数も7件と前年より1件増となっています。キャンペーン期間中におけるしっかりとした対策をお願いします。

## 目次

### 《お知らせ情報》

- ◆STOP！熱中症クールワークキャンペーン
- ◆賃金のデジタル払いが可能になります！
- ◆パートタイム・有期雇用労働法で正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています。
- ◆派遣労働者を受け入れる際に注意すべきポイント(同一労働同一賃金関係)
- ◆6つの取り組みで働くと雇用をサポート(公益財団法人 産業雇用安定センター)

### 《労働関係法等をわかりやすく解説 教えてJobees(ジョビーズ)》

- ◆第35回「時間外労働の上限規制適用が猶予・除外となる事業・業務ってなに？ 猶予後はどうなるの？」

### 《お役立ち情報》

- ◆「産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース)」を4月1日に創設しました

### 《賃金情報等》

- ・職種別賃金情報・職種別登録者数(ハローワーク大阪東・大阪府)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数(ハローワーク大阪東・大阪府)

## ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36  
ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東  
ホームページ



## 大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10  
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



# ハローワーク大阪東 Monthly(マンスリー)

(業務月報:令和5年3月内容)

( 求人求職のバランス : 原数値 )

- 新規求人数 : 10,025人 ( 前年同月比 : +5.1 P )
- 新規求職申込件数 : 1,962人 ( 前年同月比 : ▲15.1 P )
- 新規求人倍率 : 5.11倍 ( 前年同月比 : +0.98 P )

## 1 新規求人状況(主要産業別)

※新規求人数(原数値)は前年同月比5.1%と、12か月連続で増加した。

(単位:人、%)

産 業 計	4年												5年	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
産 業 計	9,539 ▲0.5	10,030 4.9	9,485 12.0	9,730 13.7	10,021 3.9	9,430 2.9	9,714 9.5	10,876 6.1	9,703 1.6	9,350 11.1	11,418 5.8	10,391 5.2	10,025 5.1	
建設業	779 ▲10.7	564 ▲19.9	831 ▲12.9	805 ▲10.5	630 14.1	807 ▲13.1	726 ▲16.8	570 ▲20.9	799 ▲17.6	554 ▲29.1	462 ▲28.0	800 ▲10.7	574 ▲26.3	
製造業	735 18.9	518 6.4	669 46.4	757 42.6	630 9.2	647 4.5	844 39.0	803 24.1	639 ▲4.8	777 32.1	797 27.7	758 6.8	855 16.3	
情報通信業	655 6.2	742 9.1	866 42.7	708 ▲9.6	743 ▲23.6	984 10.1	777 ▲7.8	743 ▲20.8	923 1.2	623 ▲30.1	680 ▲20.2	890 12.5	662 1.1	
運輸業、郵便業	316 22.0	1,169 21.3	366 78.5	400 26.6	1,071 13.1	264 135.7	461 61.8	1,032 ▲2.9	222 49.0	542 120.3	987 ▲23.1	202 ▲41.6	339 7.3	
卸売業、小売業	861 ▲25.4	889 10.3	834 ▲9.9	1,027 22.4	864 1.6	1,000 23.6	1,101 18.5	989 ▲4.0	1,116 12.4	908 3.3	1,292 31.2	1,110 14.1	1,082 25.7	
学術研究、専門・技術サービス業	623 13.3	597 40.5	508 6.3	587 ▲28.9	687 24.9	547 17.9	554 ▲5.6	680 36.8	574 5.7	630 8.2	591 ▲6.9	610 21.8	677 8.7	
宿泊業、飲食サービス業	532 10.1	1,409 19.9	774 114.4	533 109.0	1,367 17.6	621 5.8	440 43.8	1,596 25.9	636 ▲11.3	435 29.5	1,707 27.3	661 2.6	510 ▲4.1	
生活関連サービス業、娯楽業	86 0.0	123 46.4	75 ▲21.9	120 0.8	114 208.1	137 179.6	212 292.6	170 68.3	102 85.5	134 100.0	254 137.4	145 222.2	214 148.8	
教育、学業支援	192 32.4	101 7.4	106 51.4	182 7.1	91 78.4	112 19.1	120 ▲13.0	84 12.0	91 ▲28.9	124 ▲44.6	101 0.0	179 70.5	115 ▲40.1	
医療、福祉	2,266 ▲0.1	1,830 ▲20.2	2,341 13.5	2,401 33.8	1,812 ▲11.1	2,158 ▲9.5	2,059 ▲3.7	2,081 9.1	2,361 ▲3.7	1,949 ▲7.2	2,181 15.3	2,347 ▲1.6	2,011 ▲11.3	
サービス業(他に分類されないもの)	1,644 1.6	1,477 11.9	1,648 4.1	1,707 20.5	1,519 6.8	1,613 1.8	1,846 19.5	1,512 1.5	1,642 8.5	2,072 68.2	1,581 ▲0.3	1,763 16.1	1,803 9.7	

(注) 1. パートタイム関係取扱数を含む。 2. 新規学卒者を除く。 3. 上段は原数値。 4. 下段は前年同月比。

## 2 新規求職申込件数(態様別)

※新規求職申込件数(全数)は6か月連続で減少。 ※「事業主都合離職者」は前年同月比▲6.1%と減少に転じた。

(単位:件、%)

全 数	4年												5年	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
新規求職申込件数	2,311 6.6	2,437 3.7	1,977 33.8	1,927 17.2	1,682 ▲20.9	1,835 ▲0.4	1,835 4.2	1,868 ▲6.9	1,570 ▲9.5	1,427 ▲8.5	1,842 ▲12.0	1,961 ▲2.7	1,962 ▲15.1	
在職者	666 12.3	383 19.7	367 31.1	384 17.4	288 ▲31.6	367 ▲14.8	366 ▲2.9	386 4.0	333 ▲15.7	302 ▲15.6	407 ▲31.6	581 ▲5.8	488 ▲26.7	
離職者	1,403 ▲1.2	1,865 ▲1.8	1,427 28.2	1,375 13.8	1,267 ▲0.8	1,313 13.0	1,298 8.7	1,341 ▲3.1	1,090 ▲5.3	1,011 ▲3.7	1,303 2.4	1,231 4.1	1,317 ▲6.1	
常用	376 ▲12.8	593 ▲15.8	390 11.1	331 ▲6.0	312 ▲23.0	322 ▲1.8	318 6.4	312 ▲27.4	258 ▲15.1	304 9.4	335 ▲2.6	310 0.6	353 ▲6.1	
自己都合離職者	895 1.2	1,113 3.6	929 31.2	955 21.8	879 13.9	900 20.5	885 7.3	931 9.0	754 0.1	633 ▲9.6	876 5.8	837 8.1	872 ▲2.6	
無業者	224 48.3	177 39.4	175 116.0	161 51.9	121 ▲71.1	145 ▲39.6	165 ▲10.8	132 ▲45.2	140 ▲22.7	108 ▲25.0	125 ▲41.6	138 ▲32.0	150 ▲33.0	

(注) 1. 新規求職者は、パートタイム関係取扱数を含む新規学卒者を除く。 2. 原数値、下段は前年同月比。  
3. 在職者以下は、パートタイムを含み季節労働者を除く常用(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)のみであるため、新規求職者と各項目の足し上げとは合致しない。  
4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

### 3 新規求職申込件数(年齢別・性別)

※男女とも「24歳以下」以外の年齢層で減少。

(単位:件、%)

令和5年3月 年齢	男女計		男		女	
		前年同月比		前年同月比		前年同月比
年齢計(常用)	1,955	▲ 14.7	845	▲ 19.4	1,104	▲ 11.1
24歳以下	124	11.7	59	15.7	65	8.3
25～34歳	352	▲ 27.9	124	▲ 31.5	228	▲ 25.7
35～44歳	346	▲ 12.0	135	▲ 6.9	211	▲ 14.6
45～54歳	422	▲ 12.8	154	▲ 23.8	266	▲ 5.7
55歳以上	711	▲ 13.0	373	▲ 20.6	334	▲ 3.5

- (注) 1. パートタイムを含み季節労働者を除く常雇(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)。  
 2. 原数値。 3. 求職申込書における性別欄の記載が任意のため、男女計と男・女の足し上げとは必ずしも一致しない。  
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

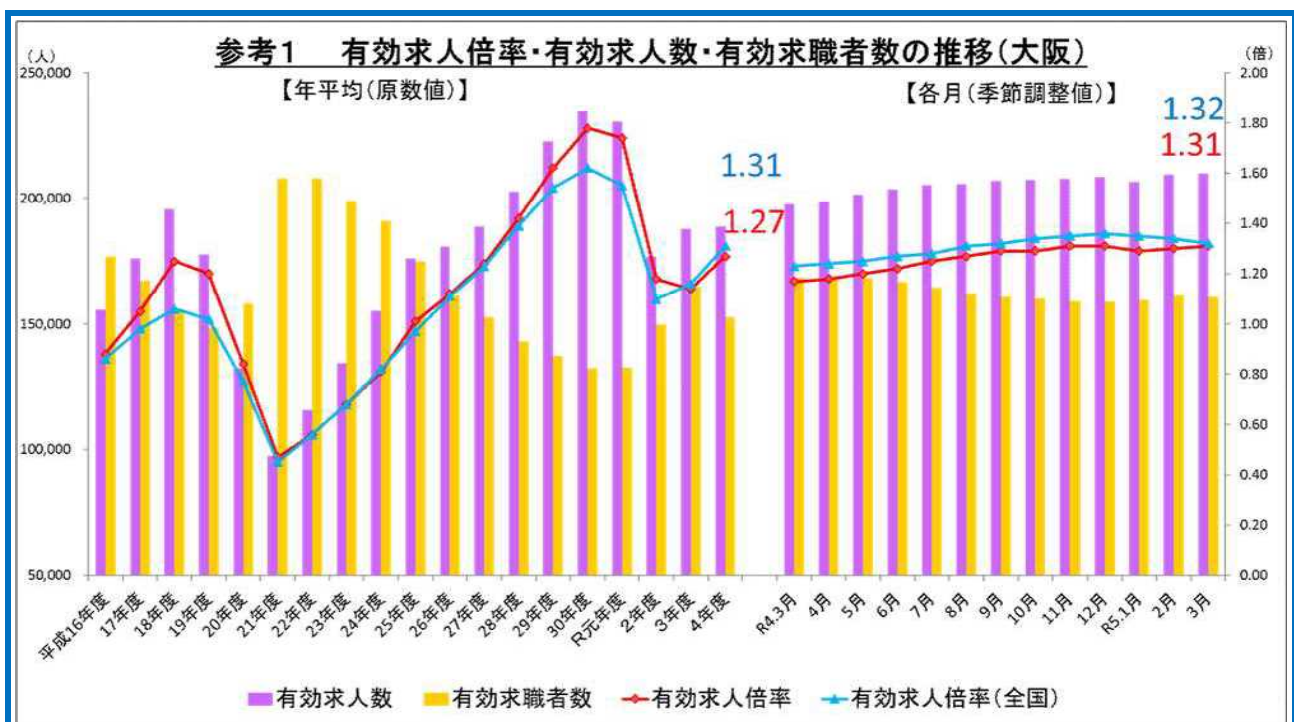
### 4 ハローワーク大阪東 就職件数の推移

(単位:件、%)

	4年												5年
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
就職件数	538	394	399	423	390	360	394	374	355	351	298	378	591
	▲ 5.6	▲ 12.2	5.8	0.2	1.6	10.1	7.1	▲ 9.4	0.9	▲ 0.8	▲ 8.3	8.3	9.9

- (注) 1. パートタイムを含む常用。 2. 新規学卒者を除く。 3. 原数値、下段は前年同月比。  
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数が含まれている。

(参考 : 有効求人倍率・有効求人数・有効求職者数の推移<<大阪労働局>>)



(注) シャドー部分は景気後退期。

※出所 : 大阪労働局職業安定部職業安定課「大阪労働市場ニュース」

# STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン  
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/>	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/>	服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/>	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/>	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/>	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/>	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

# 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**

労働者・雇用主の皆さまへ



# 賃金のデジタル払いが可能になります!



労働基準法では、賃金は現金払いが原則ですが、労働者が同意した場合、銀行口座などへの賃金の振り込みが認められてきました。キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化のニーズに対応するため、労働者が同意した場合には、一部の資金移動業者※の口座への賃金支払いも認められることになります。

※厚生労働大臣が指定した資金移動業者(●●Payなど)のみです。  
指定された資金移動業者一覧は指定後に厚生労働省ウェブサイトに掲載する予定です。



厚生労働省  
ウェブサイト

## 今後の流れ

2023年4月～ 資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請、厚生労働省で審査(数か月かかる見込み)

大臣指定後～ 各事業場で労使協定を締結

労使協定締結後～ 個々の労働者に説明し、労働者が同意した場合には賃金のデジタル払い開始

## ▶ 注意点

- 現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払いは認められません。
- 賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取方法の選択肢の1つです。賃金のデジタル払いを導入した事業所においても、全ての労働者の現在の賃金支払い・受け取り方法の変更が必須となるわけではありません。
- 労働者が希望しない場合は、これまでどおり銀行口座などで賃金を受け取ることができます。また、雇用主は希望しない労働者に賃金のデジタル払いを強制してはいけません。(労働者本人の同意がない場合や賃金のデジタル払いを強制した場合には、雇用主は労働基準法違反となり、罰則の対象になり得ます。)
- 賃金の一部を指定資金移動業者口座で受け取り、その他は銀行口座などで受け取ることも可能です。

### 希望する労働者

賃金の一部  
資金移動業者口座  
(例: 5万円)



残りの賃金  
銀行口座など

### 希望しない労働者

賃金全額  
銀行口座など



## 賃金のデジタル払いを希望するにあたり皆さまに知っておいてほしいこと

### ●事前の協定締結が必須です

賃金のデジタル払いを事業所に導入する場合には、まずは、雇用主と労働者で労使協定の締結が必要です。その上で、雇用主は以下の事項を労働者に説明し、労働者の個別の同意を得る必要があります。

### ●受け取り額は適切に設定を

指定資金移動業者口座は、「預金」をするためではなく、支払や送金に用いるためのものであることを理解の上、支払などに使う見込みの額を受け取るようにしてください。また、受け取り額は、1日当たりの払出上限額以下の額とする必要があります。

### ●口座の上限額は100万円以下です

口座の上限額は100万円以下に設定されています。上限額を超えた場合は、あらかじめ労働者が指定した銀行口座などに自動的に出金されます。この際の手数料は労働者の負担となる可能性がありますので、指定資金移動業者にご確認ください。

### ●口座残高の現金化も可能です(月1回は口座からの払い出し手数料なし)

ATMや銀行口座などへの出金により、口座残高を現金化(払い出し)することもできます。少なくとも毎月1回は労働者の手数料負担なく指定資金移動業者口座から払い出しができます。払出方法や手数料は指定資金移動業者により異なります。

### ●口座残高の払い戻し期限は少なくとも10年間

口座残高については、最後の入出金日から少なくとも10年間は、申し出などにより払い戻してもらうことができます。

### ▶万が一の場合について

### ●不正取引(心当たりの無い出金など)が起きた場合

口座の乗っ取りなどにより、指定資金移動業者口座から不正に出金などされた場合、口座所有者に過失がないときは損失額全額が補償されますが、労働者に過失があるときの保証については個別のケースによります。また、損失発生日から少なくとも30日以上の通知期間が設定されています。不正取引があった場合には、速やかに指定資金移動業者にお問い合わせください。

### ●業者が破綻した場合

万が一、指定資金移動業者が破綻したときには、保証機関から弁済が行われます。



## パートタイム・有期雇用労働法で 正社員と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差は禁止されています

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は非正規雇用労働者に説明しなければなりません。



正社員と同じ仕事をしているのに…  
正社員と同じように手当はもらえないの？

その待遇の違い、説明できますか？

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。

何をどう見直せばいいの？

基本給

賞与  
(ボーナス)

食堂・休憩室  
等の利用機会

各種手当

教育訓練

etc…



▼解説動画あり



不合理な待遇差について、何も対策をしない場合  
裁判で法違反と判断される可能性もあります。

同一労働同一賃金

検索



「働き方改革推進支援センター」が  
そんなお悩みをサポートします！

▶ 裏面へ



# 働き方改革推進支援センター 利用してみませんか？



## 来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。

受付時間 平日9:00~17:00



## メール相談

メールでの相談も承ります。



## 企業への訪問相談サービス

専門家が、会社に訪問もしくはオンラインで相談を承ります。



## セミナー開催

企業向けのセミナーを随時開催しています。



## 助成金の活用相談

キャリアアップ助成金を活用しての、パートタイマー、アルバイト、契約社員の待遇の相談も承ります。



働き方改革推進支援センター

(電話番号、メールアドレスは事業所の所在地の都道府県名をクリックしていただけますとご覧になれます。)

働き方改革推進支援センターでは、キャリアアップ助成金について「正社員化コース」や「賃金規定等改定コース」といった5種類のコースから、各企業に合わせたコースをご紹介します。

## キャリアアップ助成金とは

### 例：「賃金規定等改定コース」

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成します。

※ すべての有期雇用労働者等の賃金規定等を改定する場合の他、雇用形態別や職種別などの区分で一部の賃金規定等を改定する場合も助成を受けられます。

<助成額（労働者1人あたり）>

企業規模	賃金引上げ率	
	3%以上 5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

全国47都道府県にあるセンターでは、社会保険労務士などの専門家が無料で相談に応じています。

利用者の声 【事業内容：飲食業 従業員：83人（山梨県）】

従業員が納得感をもって働ける環境が整備でき、不平や不満も最小限になってきている。給与や労務関係の担当者もこれまで曖昧になっていた待遇面での問題が解決され、管理スキルが上がってきた。これからも、従業員の意見に耳を傾け、よりよい労働環境にしていきたい。



詳しくは

働き方改革推進支援センター

検索

# 派遣労働者を受け入れる際に注意すべきポイント (同一労働同一賃金関係)

派遣労働者を受け入れる際には、派遣元（派遣会社）だけでなく、**派遣先も派遣労働者の公正な待遇の確保のために行わなければならない対応があります。**

特に同一労働同一賃金を遵守していただくために、以下のポイントに留意してください。

## 1 派遣先が行わなければいけない対応

### (1) 派遣元への比較対象労働者の待遇などに関する情報提供

**情報提供※<sup>1</sup>をせずに、派遣元と労働者派遣契約を締結することはできません。**

労働者派遣契約を締結する前に、派遣元に対し、**比較対象労働者の待遇等に関する情報**を提供しなければなりません。

また、派遣元が派遣労働者の公正な待遇を確保できるよう、派遣料金の配慮義務があります。

※1 待遇決定方式※<sup>2</sup>によって提供する情報が異なります。

※2 裏面2を参照ください。

**比較対象労働者の選定※** 次の①～⑥の優先順位で「比較対象労働者」を選定します

※労使協定方式の場合、選定は不要です。

- ① 「職務内容」と「職務内容と配置の変更範囲」が同じ通常の労働者
- ② 「職務内容」が同じ通常の労働者
- ③ 「業務内容」または「責任の程度」が同じ通常の労働者
- ④ 「職務内容と配置の変更範囲」が同じ通常の労働者
- ⑤ ①～④に相当するパート・有期雇用労働者  
(短時間・有期雇用労働法等に基づき、派遣先の通常の労働者との間で**均衡待遇**が確保されていることが必要)
- ⑥ 派遣労働者と同一職務の通常の労働者を新たに雇い入れたと仮定した場合の当該労働者  
(派遣先の通常の労働者との間で**適切な待遇**が確保されていることが必要)

**「待遇等に関する情報」とは** 待遇決定方式別に以下の情報を提供します

**【派遣先均等・均衡方式】の場合：**比較対象労働者に関する以下の事項

- ① 職務の内容、職務の内容・配置の変更の範囲と雇用形態
- ② 選定理由
- ③ 待遇の内容（昇給、賞与などの主な待遇がない場合には、その旨を含む）
- ④ 待遇の性質と目的
- ⑤ 待遇決定に当たって考慮した事項

**【労使協定方式】の場合**

- ① 業務に必要な能力を付与するための教育訓練
- ② 福利厚生施設（食堂、休憩室、更衣室）の利用



## (2) 教育訓練の実施・福利厚生施設の利用機会の付与・情報提供

### 教育訓練の実施

派遣元の求めに応じて、派遣労働者に対しても業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練を実施するなどの義務があります。

### 福利厚生施設の利用機会の付与

派遣先の労働者が利用する福利厚生施設に関して以下の対応が必要です。

派遣先の労働者が利用する福利厚生施設	派遣先に課される義務
食堂、休憩室、更衣室	利用の機会を与える義務
物品販売所、病院、診療所、浴場、理髪室、保育所、図書館、講堂、娯楽室、運動場、体育館、保養施設などの施設	利用に関する便宜供与を講ずるよう配慮する義務

### 情報提供

派遣元の求めに応じて、派遣先の労働者に関する情報、派遣労働者の業務遂行状況などの情報を提供するなど必要な協力をするように配慮する義務があります。

## 2 待遇決定方式について

派遣元で、以下のいずれかの待遇決定方式により、派遣労働者の公正な待遇を確保します

派遣先均等・均衡方式	派遣先の通常の労働者※との均等・均衡待遇
労使協定方式	一定の要件を満たす労使協定による待遇

※無期雇用フルタイムで勤務する労働者

### 派遣先均等・均衡方式

均等待遇	①職務内容※ <sup>1</sup> 、②職務内容・配置の変更範囲※ <sup>2</sup> が同じ場合、差別的取扱いを禁止
均衡待遇	①職務内容※ <sup>1</sup> 、②職務内容・配置の変更範囲※ <sup>2</sup> 、③その他の事情の相違を考慮して不合理な待遇差を禁止

※1 職務内容とは、「業務の内容」+「責任の程度」をいいます。

※2 職務内容・配置の変更範囲とは、「人材活用の仕組みや運用等」をいいます。

### 労使協定方式

労使協定は派遣元で締結されますが、**派遣先が実施する業務に必要な教育訓練や、利用機会を与える食堂・休憩室・更衣室**は、派遣先の通常の労働者との均等・均衡が確保される必要があります。

### その他の規定について

このリーフレットの内容は派遣労働者の同一労働同一賃金についての規定の一例で、派遣先として対応すべき内容の全てを網羅したものではありません。

必要な情報は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。



ご不明な点は、お近くの都道府県労働局へお問い合わせください

# 6つの取り組みで 働く人と雇用をサポート



## 1 離職する従業員の方の 再就職をサポート

事業縮小や事業所閉鎖、構造改革のための早期退職募集に応じて離職を余儀なくされる従業員の方に、在職中からの再就職活動をサポートします。



## 2 人材を確保したい 企業に対するサポート

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業様から、期待する能力や経験などのご要望を十分お聞きし、上で人材をマッチングします。



## 3 雇用を維持するための 在籍型出向をサポート

経済環境の変化や感染症の影響などにより雇用過剰となった場合に、社員の雇用を守るための一時的な在籍型出向（雇用シェア）を活用することをサポートします。



## 4 社員の人材育成やキャリア アップの出向をサポート

社員の人材育成や他の企業との交流を目的とする出向、社員が自発的なキャリアアップを希望する際の出向をサポートします。



## 5 「キャリア人材バンク」で 高齢者の再就職をサポート

能力があり経験が豊富な60歳以上の高齢者の再就職をサポートします。在職高齢者だけでなく、離職後1年以内の高齢者の方も登録することができます。



## 6 社員のスキルアップや 研修を目的とするセミナー

管理者や新入社員への研修、コミュニケーション、リーダーシップ、ハラスメント、コンプライアンスなどのセミナーを企業様のご要望を踏まえオーダーメイドにより承ります。



※上記1～5は無料でご利用いただけます。6は有料となりますが、質が高くリーズナブルな価格でのセミナーをご提案いたします。



公益財団法人

産業雇用安定センター 大阪事務所

[www.sangyokoyo.or.jp](http://www.sangyokoyo.or.jp)

産業雇用

検索



〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル4階

TEL 06-6947-7663 FAX 06-6949-4487

【ご利用時間】9:00～17:00(土・日・祝日を除く)



**時間外労働の上限規制適用が猶予・除外となる  
事業・業務ってなに？猶予後はどうなるの？**



働き方改革に伴い、大企業は2019年4月、中小企業は2020年4月から時間外労働に上限規制が設けられました。

時間外労働は原則として月45時間・年360時間まで、特別条項がある場合でも年720時間、月100時間未満、2～6ヵ月平均80時間（休日労働時間を含む）、45時間超の月は年6回までといった各上限を超えることはできませんが、以下の業務・事業については、2024年3月31日まで適用が猶予・除外となっています。

また、適用猶予業務・事業の2024年4月1日以降の取扱いは以下のとおりです。

詳しくは、労働基準監督署の労働時間相談・支援コーナー又は大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターまでご相談ください。

業務・事業	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業 (警備の事業においては、交通誘導警備の業務に限る。)	上限規制は適用されません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制が全て適用されます。</li> <li>●災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6ヵ月平均80時間以内とする規制は適用されません。</li> </ul>
自動車運転の業務		<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。</li> <li>●時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6ヵ月平均80時間以内とする規制は適用されません。</li> <li>●時間外労働が月45時間を超える回数について、年6ヵ月（6回）までの規制は適用されません。</li> </ul>
医師		<ul style="list-style-type: none"> <li>●具体的な上限時間は今後、省令で定めることとされています。</li> </ul>
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6ヵ月平均80時間以内とする規制は適用しません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上限規制がすべて適用されます。</li> </ul>

※新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用は除外されています。

ただし、1週間当たり40時間を超えて労働した時間が月100時間を超えた労働者に対しては、医師の面接指導が罰則付きで義務づけられています。また、事業者は、面接指導を行った医師の意見を勘案し、必要があるときには就業場所の変更や職務内容の変更、有給休暇の付与などの措置を講じなければなりません。

## 「産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）」を 4月1日に創設しました

この助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うために、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受入れを支援するものです。

※ 助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）のご案内」をご確認ください。



「産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース)のご案内」はこちら →

### 助成の対象（主な要件）

#### 事業主

- 令和5年4月1日以降に中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」※1の応募書類を提出し、交付決定を受けていること  
※1 第10回公募要領の「物価高騰対策・回復再生応援枠」および「最低賃金枠」に限ります。また、事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載した場合に限ります。
- 下記の労働者の雇入れにあたって、次のa～cの全ての条件を満たすこと
  - 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること
  - 期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）として雇い入れること
  - 「事業再構築補助金」の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること
- 下記の労働者の雇入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと

#### 労働者

- 「事業再構築補助金」の交付決定を受けた事業に関する業務に就く者で、次の①と②に該当する者
- 次のaかbのいずれかに該当する者
    - 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者
    - 部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者
  - 1年間に350万円以上の賃金※2が支払われる者  
※2 時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当に限ります。また、助成金の支給については、支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限ります。

### 助成の内容

	中小企業	中小企業以外
助成額	280万円/人※3 (140万円×2期※4)	200万円/人 (100万円×2期)
助成対象期間	1年	

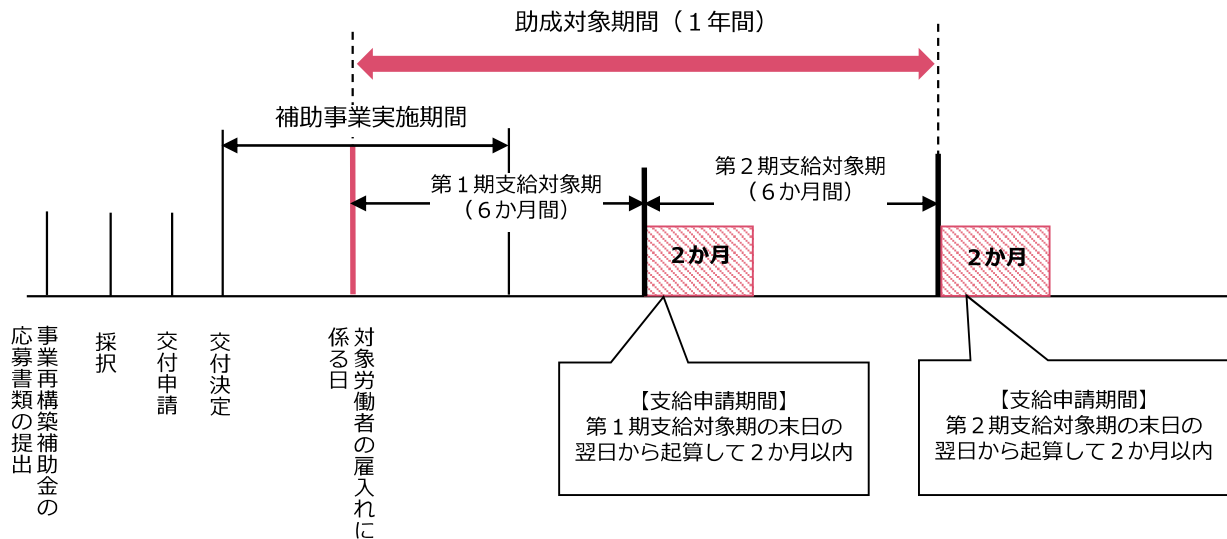
※3 一事業主あたり5人までの支給に限ります。

※4 雇入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給します。

## 受給までの流れ

1	事業再構築補助金の応募書類の提出※1	※1 事業再構築補助金の応募、申請先は中小企業庁です。詳細は事業再構築補助金ウェブサイトをご確認ください。
2	採択審査委員会による審査・採択※1	
3	事業再構築補助金の交付申請※1	※2 事業再構築補助金について事前着手の承認を受けている場合は当該補助金に係る応募書類の提出日の翌日以降の雇入れが対象となります。また、事業再構築補助金の計画変更により人材確保に関する事項を記載し承認を受けた場合、当該承認日の翌日以降の雇入れが対象となります。補助事業実施期間や、事前着手の承認についての詳細は事業再構築補助金ウェブサイトをご確認ください。
4	事業再構築補助金の交付決定※1	
5	対象労働者の雇入れ※2 (補助事業実施期間内)	
6	産業雇用安定助成金の支給申請※3	※3 各支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期の末日の翌日から2か月以内に支給申請書を作成し、都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。
7	産業雇用安定助成金の受給※4	※4 支給申請書に基づき、助成金を支給します。

## イメージ



### 参考：事業再構築補助金とは？

目的：ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編など、思い切った事業再構築に意欲を持った中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的としています。（中小企業庁が実施）

詳細は、事業再構築補助金ウェブサイトをご確認ください。

ウェブサイトはこちら →



## 申請・お問い合わせ

### 【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】

電話：0120-603-999 受付時間 9:00～21:00（土・日・祝日も受け付けています）

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、上記のコールセンターまたは最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

# フルタイムの賃金情報

2023年 3月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	16,812	7,803	2.15	234	224	310
管理的職業	157	35	4.49	356	267	375
専門的・技術的職業	4,981	1,244	4.00	248	248	379
開発技術者	253	36	7.03	262	232	380
製造技術者	137	75	1.83	228	241	365
建築・土木・測量技術者	1,005	57	17.63	284	282	489
情報処理・通信技術者	1,738	246	7.07	264	243	397
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	86	15	5.73	400	259	401
保健師、助産師、看護師	380	132	2.88	273	268	317
医療技術者	144	39	3.69	250	239	311
その他の保健医療の職業	134	49	2.73	250	194	268
社会福祉の専門的職業	662	129	5.13	219	220	265
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	121	235	0.51	235	221	313
事務的職業	2,279	2,421	0.94	220	208	257
一般事務の職業	1,368	1,940	0.71	213	199	249
会計事務の職業	332	212	1.57	253	234	279
営業・販売関連事務の職業	372	168	2.21	235	203	252
販売の職業	2,900	550	5.27	280	225	321
商品販売の職業	850	163	5.21	232	212	269
販売類似の職業	338	15	22.53	300	238	430
営業の職業	1,712	372	4.60	300	225	307
サービスの職業	2,713	528	5.14	230	212	251
介護サービスの職業	1,057	156	6.78	224	219	247
保健医療サービスの職業	131	14	9.36	200	188	218
生活衛生サービスの職業	146	60	2.43	247	210	342
飲食物調理の職業	523	134	3.90	244	219	272
接客・給仕の職業	543	90	6.03	249	212	263
居住施設・ビル等の管理の職業	144	38	3.79	170	179	192
保安の職業	426	34	12.53	177	187	213
生産工程の職業	1,004	328	3.06	228	207	286
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	244	55	4.44	209	207	282
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	307	109	2.82	224	192	253
輸送・機械運転の職業	946	158	5.99	262	215	265
自動車運転の職業	687	113	6.08	268	216	270
建設・採掘の職業	467	54	8.65	283	240	394
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	170	26	6.54	294	240	411
電気工事の職業	114	21	5.43	257	233	347
運搬・清掃等の職業	908	594	1.53	201	193	219
運搬の職業	594	128	4.64	223	205	243
清掃の職業	193	87	2.22	150	186	202
IT関連職業合計	2,116	560	3.78	244	241	388
福祉関連職業合計	2,014	394	5.11	244	230	269
(うち介護関係)	1,533	231	6.64	221	220	256



## 2023年3月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	122,980	99,721	1.23	231	224	297
管理的職業	900	524	1.72	321	280	368
専門的・技術的職業	31,883	16,146	1.97	246	243	338
開発技術者	1,351	552	2.45	271	234	381
製造技術者	1,143	1,323	0.86	240	226	345
建築・土木・測量技術者	4,371	760	5.75	310	282	454
情報処理・通信技術者	7,390	2,799	2.64	258	250	429
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	403	187	2.16	303	320	418
保健師、助産師、看護師	4,491	1,811	2.48	272	257	306
医療技術者	1,803	692	2.61	249	246	299
社会福祉の専門的職業	6,397	1,941	3.30	213	226	262
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	476	2,593	0.18	226	215	294
事務的職業	11,814	27,737	0.43	218	203	255
一般事務の職業	7,176	22,506	0.32	212	198	245
会計事務の職業	1,259	2,273	0.55	233	222	287
営業・販売関連事務の職業	1,798	1,765	1.02	236	206	257
販売の職業	13,495	6,758	2.00	254	230	314
商品販売の職業	5,059	2,601	1.95	216	225	301
営業の職業	7,653	4,042	1.89	278	231	314
サービスの職業	24,240	8,087	3.00	222	219	265
介護サービスの職業	9,264	2,986	3.10	212	217	250
保健医療サービスの職業	1,190	361	3.30	198	185	215
生活衛生サービスの職業	3,624	827	4.38	219	256	331
飲食物調理の職業	6,190	1,615	3.83	247	221	277
接客・給仕の職業	2,776	1,205	2.30	235	219	293
居住施設・ビル等の管理の職業	501	478	1.05	188	183	194
保安の職業	3,788	564	6.72	194	184	204
生産工程の職業	10,123	4,924	2.06	231	207	289
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	3,051	1,123	2.72	241	210	292
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	2,412	1,381	1.75	220	201	260
機械組立の職業	977	555	1.76	226	200	298
機械整備・修理の職業	1,772	423	4.19	242	210	301
生産関連・生産類似の職業	1,011	1,009	1.00	229	221	338
輸送・機械運転の職業	10,104	3,254	3.11	263	229	282
自動車運転の職業	7,741	2,273	3.41	270	233	287
建設・採掘の職業	9,206	1,028	8.96	271	236	358
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	2,369	390	6.07	285	237	363
電気工事の職業	1,498	337	4.45	255	227	350
運搬・清掃等の職業	7,127	9,320	0.76	212	200	240
運搬の職業	4,022	2,559	1.57	232	201	237
清掃の職業	1,145	1,206	0.95	185	198	235
IT関連職業合計	9,695	6,270	1.55	243	245	410
福祉関連職業合計	19,257	6,331	3.04	234	232	272
(うち介護関係)	13,410	4,025	3.33	213	223	258

# パートタイムの賃金情報

2023年 3月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	10,848	4,213	2.57	1,123	1,150	1,248
専門的・技術的職業	1,301	416	3.13	1,532	1,552	1,803
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	32	18	1.78	1,940	2,225	2,608
保健師、助産師、看護師	409	95	4.31	1,580	1,636	1,807
社会福祉の専門的職業	352	74	4.76	1,123	1,206	1,323
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	72	49	1.47	1,077	1,211	1,419
その他の専門的職業	257	75	3.43	1,693	1,871	2,430
事務的職業	1,545	1,077	1.43	1,076	1,112	1,224
一般事務の職業	1,168	948	1.23	1,078	1,109	1,209
会計事務の職業	173	39	4.44	1,080	1,136	1,302
営業・販売関連事務の職業	95	31	3.06	1,082	1,070	1,315
販売の職業	678	144	4.71	1,088	1,064	1,134
商品販売の職業	600	122	4.92	1,090	1,035	1,096
営業の職業	54	21	2.57	1,081	1,206	1,318
サービスの職業	3,858	389	9.92	1,098	1,105	1,186
介護サービスの職業	1,251	120	10.43	1,102	1,196	1,324
保健医療サービスの職業	57	12	4.75	1,500	1,120	1,192
生活衛生サービスの職業	55	30	1.83	1,188	1,132	1,443
飲食物調理の職業	1,162	89	13.06	1,068	1,032	1,097
接客・給仕の職業	808	63	12.83	1,105	1,094	1,200
居住施設・ビル等の管理の職業	333	43	7.74	1,045	1,040	1,052
保安の職業	454	14	32.43	—	1,058	1,167
生産工程の職業	270	74	3.65	1,023	1,124	1,221
金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	13	7	1.86	1,023	1,143	1,263
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	190	38	5.00	1,042	1,078	1,159
輸送・機械運転の職業	218	41	5.32	1,036	1,117	1,126
自動車運転の職業	201	36	5.58	1,037	1,082	1,086
建設・採掘の職業	28	6	4.67	1,100	1,275	1,525
運搬・清掃・包装等の職業	2,433	804	3.03	1,041	1,045	1,069
運搬の職業	246	29	8.48	1,099	1,109	1,183
清掃の職業	1,700	194	8.76	1,033	1,039	1,054
その他の運搬・清掃・包装等の職業	396	564	0.70	1,039	1,048	1,089
IT関連職業合計	138	102	1.35	1,065	1,202	1,415
福祉関連職業合計	1,979	261	7.58	1,253	1,312	1,449
(うち介護関係)	1,517	152	9.98	1,095	1,195	1,317

注)

- 1 求人倍率は、求職者一人当たりの求人数を意味します。
- 2 「職業計」には、「農林漁業の職業」「分類不能の職業」を含みます。
- 3 臨時(期間の定めがあり、4か月以内と短いもの)は含まれません。
- 4 「—」は該当なし。
- 5 「求人賃金」は1ヶ月間に受理した求人賃金の、最低額と最高額のそれぞれの平均です。額は「基本給」+「定期的に支払われる手当」(時間外手当等は含まず。)
- 6 「求職者希望賃金」は、1ヶ月間に新たに求職申込みをした人の税込み希望賃金の平均額です。
- 7 「(うち介護関係)」とは、福祉介護職のうち看護師、理学療法士・作業療法士等を除いた社会福祉専門の職業、ホームヘルパー、家事の介助等。
- 8 求人数、求職者数ともに少ない職種は省略しています。

# 2023年3月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	76,074	60,381	1.26	1,109	1,187	1,301
専門的・技術的職業	11,744	5,809	2.02	1,379	1,444	1,629
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	255	247	1.03	2,066	2,147	2,485
保健師、助産師、看護師	3,240	1,465	2.21	1,587	1,650	1,817
医療技術者	1,023	298	3.43	1,520	1,680	1,967
その他の保健医療の職業	572	300	1.91	1,219	1,239	1,430
社会福祉の専門的職業	4,606	1,210	3.81	1,127	1,201	1,329
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	400	539	0.74	1,156	1,068	1,218
事務的職業	8,285	13,083	0.63	1,086	1,204	1,328
一般事務の職業	6,236	11,323	0.55	1,083	1,228	1,342
会計事務の職業	482	655	0.74	1,137	1,154	1,403
生産関連事務の職業	474	226	2.10	1,067	1,055	1,149
営業・販売関連事務の職業	448	356	1.26	1,083	1,090	1,253
販売の職業	3,515	2,629	1.34	1,077	1,084	1,225
商品販売の職業	3,255	2,346	1.39	1,062	1,078	1,218
営業の職業	179	247	0.72	1,195	1,163	1,327
サービスの職業	29,893	6,482	4.61	1,065	1,110	1,226
介護サービスの職業	10,769	2,033	5.30	1,094	1,194	1,348
保健医療サービスの職業	937	245	3.82	1,077	1,091	1,211
生活衛生サービスの職業	1,152	433	2.66	1,127	1,057	1,292
飲食物調理の職業	11,529	1,683	6.85	1,040	1,048	1,130
接客・給仕の職業	2,982	902	3.31	1,050	1,089	1,189
居住施設・ビル等の管理の職業	1,009	597	1.69	1,041	1,042	1,052
その他のサービスの職業	1,258	558	2.25	1,072	1,102	1,189
保安の職業	2,989	394	7.59	1,068	1,066	1,131
生産工程の職業	2,646	1,269	2.09	1,079	1,077	1,198
金属材料製造、金属加工、銲属溶接・溶断の職業	281	166	1.69	1,087	1,105	1,237
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	1,573	587	2.68	1,067	1,054	1,146
輸送・機械運転の職業	2,320	933	2.49	1,092	1,114	1,189
自動車運転の職業	2,021	752	2.69	1,080	1,105	1,180
建設・採掘の職業	257	150	1.71	1,145	1,420	1,785
運搬・清掃等の職業	14,181	13,489	1.05	1,033	1,055	1,095
運搬の職業	1,831	878	2.09	1,049	1,096	1,198
清掃の職業	8,295	2,980	2.78	1,027	1,052	1,075
包装の職業	566	200	2.83	1,070	1,048	1,113
その他の運搬・清掃・包装等の職業	3,489	9,431	0.37	1,032	1,048	1,109
IT関連職業合計	743	1,210	0.61	1,195	1,152	1,381
福祉関連職業合計	17,346	4,264	4.07	1,318	1,329	1,487
(うち介護関係)	13,389	2,614	5.12	1,106	1,198	1,346

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2023年3月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪	大阪東	大阪	大阪東		大阪	大阪東	大阪	大阪東
第一種電気主任技術者	7	1	31	2	TOEIC(600点～)	243	26	36	9
第三種電気主任技術者	61	4	257	14	日本語検定1級	248	31	10	3
1級電気工事施工管理技士	44	6	71	8	日本語検定3級	98	4	5	0
2級電気工事施工管理技士	27	4	75	17	日商簿記1級	120	11	27	14
一級建築士	100	10	419	81	日商簿記2級	1,809	174	305	61
二級建築士	177	16	360	49	日商簿記3級	2,098	210	381	85
1級建築施工管理技士	71	5	519	92	簿記能力検定(全経2級)	101	13	11	4
2級建築施工管理技士	66	4	367	64	運行管理者(貨物)	216	12	66	1
1級土木施工管理技士	104	4	654	202	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	63	8	28	6
2級土木施工管理技士	82	5	661	184	医療事務資格	290	15	78	2
1級造園施工管理技士	11	1	52	0	登録販売者(一般医薬品)	252	8	120	0
薬剤師	262	19	414	49	理容師	54	1	2,393	4
保健師	137	15	238	29	美容師	592	47	2,476	50
助産師	73	7	42	1	ネイリスト技能検定試験2級	47	0	9	2
看護師	1,740	134	5,004	568	ネイリスト技能検定試験3級	61	5	20	0
准看護師	495	27	2,822	359	調理師	1,379	99	3,081	172
臨床検査技師	107	12	121	17	警備員検定試験(1級)	1	0	14	0
理学療法士	105	5	823	64	警備員検定試験(2級)	9	3	20	0
作業療法士	58	3	704	40	大型自動車免許	1,202	41	1,363	64
歯科技工士	63	2	57	10	大型自動車第二種免許	413	19	427	5
歯科衛生士	257	20	552	30	普通自動車免許	34,175	2,103	3,937	349
診療放射線技師	47	3	65	9	普通自動車第二種免許	453	34	1,995	235
言語聴覚士	22	3	361	22	大型特殊自動車免許	212	18	47	0
管理栄養士	301	21	690	59	自動二輪車免許	1,074	44	167	10
栄養士	846	57	2,364	133	原動機付自転車免許	372	9	638	26
あん摩マッサージ指圧師	20	3	220	39	牽引免許	331	14	224	2
はり師	87	6	288	42	フォークリフト運転技能者	3,502	143	2,338	167
きゅう師	75	5	221	19	中型自動車免許	386	16	1,889	114
柔道整復師	106	12	362	45	中型自動車第二種免許	47	5	148	0
臨床心理士	36	1	123	28	8トン限定中型自動車免許	479	24	808	57
社会福祉士	271	16	1,205	163	危険物取扱者(乙種)	946	49	299	32
介護福祉士	1,783	115	7,770	839	危険物取扱者(丙種)	105	14	32	1
保育士	1,343	73	3,505	308	溶接技能者	26	2	44	6
ホームヘルパー1級	55	5	467	58	ガス溶接技能者	385	11	83	1
ホームヘルパー2級	1,601	86	5,091	414	アーク溶接技能者(基本級)	209	10	70	2
精神保健福祉士	101	7	529	58	二級自動車整備士	113	6	184	10
介護支援専門員(ケアマネージャー)	403	23	1,416	130	三級自動車整備士	58	1	235	7
介護職員基礎研修修了者	56	9	230	35	自動車検査員	42	2	47	3
福祉用具専門相談員	92	6	47	7	2級ボイラー技士	183	10	96	23
介護職員初任者研修修了者	1,003	58	9,292	923	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	127	2	68	20
介護職員実務者研修修了者	420	26	4,343	452	移動式クレーン運転士	205	12	111	0
税理士	21	4	40	12	小型移動式クレーン運転技能者	218	7	115	0
社会保険労務士	121	15	101	53	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	41	1	74	0
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	1,059	53	1,206	26	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	124	6	183	2
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	329	20	529	105	玉掛技能者	1,218	33	770	51
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	644	36	226	33	第一種電気工事士	157	8	287	19
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	809	85	748	372	第二種電気工事士	675	44	946	104
管理業務主任者	80	6	28	7	足場の組立て等作業主任者	54	1	125	5
実用英語技能検定2級	675	60	26	8	1級管工事施工管理技士	32	3	87	37
TOEIC(730点～)	439	54	28	3	2級管工事施工管理技士	29	1	129	31